平成２３年（フ）第２８２号
千葉県野田市中根127番地の３
債務者　鈴木　信二
１　決定年月日時　平成23年５月６日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年７月７日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２３年（フ）第２９４号
千葉県野田市中根36番地の68　野田カサベラ１番館203号室
債務者　中山正一郎
１　決定年月日時　平成23年５月６日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年７月７日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２３年（フ）第８４号
北海道苫小牧市大成町１丁目12番４号　中井アパート２階手前
債務者　石塚眞知子
１　決定年月日時　平成23年５月９日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年７月８日まで
札幌地方裁判所苫小牧支部

平成２２年（フ）第１８７９号
仙台市太白区鹿野１丁目４番21―401号、申立時の住所仙台市太白区長町４丁目３番33―607号
債務者　大橋　久雄
１　決定年月日時　平成23年５月９日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年７月８日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２２年（フ）第１８８４号
仙台市若林区大和町１丁目13番８号
債務者　早坂　理香
１　決定年月日時　平成23年５月９日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年７月８日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２３年（フ）第１７３号
宮城県名取市みどり台３丁目７番地の10
債務者　伊藤　早苗
１　決定年月日時　平成23年５月９日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年７月８日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２３年（フ）第２５１号
仙台市若林区中倉１丁目10番６号　ホワイトキャッスル中倉６番館101
債務者　松林　克也
１　決定年月日時　平成23年５月９日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年７月８日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２３年（フ）第２７２号
仙台市青葉区小松島４丁目８番８―603号
債務者　高橋佳代子
１　決定年月日時　平成23年５月９日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年７月８日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２３年（フ）第３７１号
仙台市太白区郡山４丁目13番48号　田中方
債務者　熊坂　康子
１　決定年月日時　平成23年５月９日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年７月８日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２３年（フ）第３１号
岐阜市沖ノ橋町３丁目26番地１　みたにマンション306号室
債務者　津崎　由衣
１　決定年月日時　平成23年５月10日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年７月８日まで
岐阜地方裁判所

平成２３年（フ）第１８９号
岐阜市茜部新所３丁目78番地　レジデンスＭＫ―１号室
債務者　古屋ルーツこと　フルヤ　ルーツ　バートロメ
１　決定年月日時　平成23年５月10日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年７月８日まで
岐阜地方裁判所

平成２３年（フ）第７８９号
愛知県小牧市光ケ丘５丁目22番地　県営光ケ丘第二住宅２棟101号
債務者　矢野　君子
１　決定年月日時　平成23年５月９日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年７月８日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第８８４号
愛知県小牧市小牧１丁目333番地　メゾンルミエール101号
債務者　林　　宗芳
１　決定年月日時　平成23年５月９日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年７月８日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第９６６号
名古屋市中区千代田１丁目１番20号グリーンハイツ千代田403号
債務者　岩垂　洋一
１　決定年月日時　平成23年５月９日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年７月８日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第２４５号
神戸市灘区岩屋北町４丁目４番28号パインリッチ２―103号、従前の住所神戸市中央区東雲通２丁目３番３号
債務者　中谷　和人
１　決定年月日時　平成23年５月６日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年７月８日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第４２５号
神戸市東灘区田中町５丁目１番12―302号
債務者　服部よし子
１　決定年月日時　平成23年５月６日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年７月８日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第４４４号
神戸市東灘区向洋町中３丁目１番地の８　１番館506号
債務者　柳川　京子（旧姓森）
１　決定年月日時　平成23年５月６日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年７月８日まで
神戸地方裁判所第３民事部